

相続税・贈与税における「相続時精算課税制度」

I 相続時精算課税制度のあらまし

平成15年1月1日以後に財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

相続時精算課税制度を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- ・財産を贈与した人（贈与者） 65歳以上の親
- ・財産の贈与を受けた人（受贈者） 20歳以上の子である推定相続人（子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます。）

従来どおりの課税方法です。

相続時精算課税制度を
選択する

相続時精算課税

選択しない

暦年課税

【贈与税】

贈与財産の価額から控除する金額

特別控除額 2,500万円

前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既を使用した額を控除した金額が特別控除額となります。

税率

特別控除額を超えた部分に対して、**一律20%の税率**

平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には特例があります。（最後のページをご覧ください。）

相続時に精算

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用した**贈与財産の価額（贈与時の価額）**を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った**贈与税額**を**相続税額**から**控除**します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

【贈与税】

贈与財産の価額から控除する金額

基礎控除額 **毎年110万円**

税率

課税価格に応じ次の速算表で計算します。

贈与税の速算表

（平成15年1月1日以後の贈与）

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円
600万円 以下	30%	65万円
1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	50%	225万円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
 $(課税価格 - 基礎控除額) \times 税率 - 控除額 = 税額$

(贈与を受けた財産の価額)

例えば、500万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、
 $(500万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = 53万円$ です。

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、**原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。**

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額は加算しなければなりません。

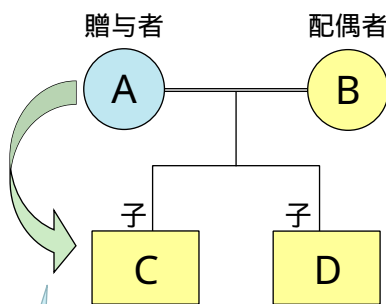
II 税額計算の流れ

贈与税額の計算

事例

夫婦と子2人の家族で、子CはAからの贈与について相続時精算課税制度を選択し、2回の贈与を受けていた。

(1年目 1,500万円)
(2年目 1,800万円)



相続時精算課税制度を選択

(課税価格)

(1年目)
贈与財産
1,500万円

(2年目)
贈与財産
1,800万円

(特別控除額)
最大
2,500万円

特別控除額
1,500万円

1,000万円

特別控除額
1,000万円

(特別控除後の課税価格)

なし

800万円

翌年以降に繰越し

×
税率 一律 20%

(贈与税額)

なし

160万円

選択をするためには...

相続時精算課税制度の選択をしようとする受贈者は、その選択をしようとする贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、相続時精算課税制度を選択する旨の「届出書」を「贈与税の申告書」とともに提出しなければなりません。

贈与者（父又は母）ごとに「届出書」の提出が必要です。

選択をした年分以降の贈与については...

「届出書」に記載された贈与者からの贈与については、その贈与者が亡くなるまで相続時精算課税制度の適用が継続されます（**選択を撤回することはできません。**）。

その贈与者からの贈与については、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告をする必要があります（この期間内に申告がない場合には、**特別控除の適用を受けることができません。**）。

その贈与者以外の人からの贈与については、前ページの「暦年課税」により贈与税額を計算します。

加算する時の贈与財産の価額は**贈与時の価額**です。

相続税額の計算

贈与者Aが亡くなった場合

相続時精算課税制度に係る
贈与財産
3,300万円

相続(遺贈)により取得した財産

子C (c) : 子D (d) : 配偶者B (b)

課税遺産総額

基礎控除額

5,000万円 + 1,000万円 × 3人
(法定相続人数)

子C (1/4)

子D (1/4)

配偶者B (1/2)

(法定相続分で取得した
と仮定してあん分する。)

(税率)

(税率)

(税率)

(税額の算出)

相続税の総額

(各人の実際の相続割合
(c:d:b)によってあん分する。)

各人の算出税額

160万円

配偶者の税額
軽減

(各人の算出税額から、税額控除
(配偶者の税額軽減、贈与税額の
控除等)を行う。)

なし

相続税額

(子C)

(子D)

(配偶者B)

相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除します。
控除しきれない金額がある場合には、**還付申告をすることができます。**

相続税の速算表

(平成19年1月1日以後の相続)

法定相続分に応ずる 取得金額	税率	控除額
1,000万円 以下	10%	
3,000万円 以下	15%	50万円
5,000万円 以下	20%	200万円
1億円 以下	30%	700万円
3億円 以下	40%	1,700万円
3億円 超	50%	4,700万円

債務及び葬式費用については...

被相続人が残した債務及び葬式費用については、相続(遺贈)財産の価額に**相続時精算課税制度に係る贈与財産の価額を加えた価額から控除します。**

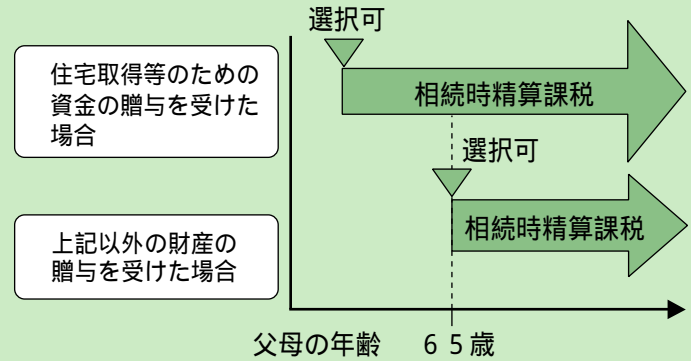
Ⅲ 住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の特例

相続時精算課税制度において、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に、「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合、次の特例を適用することができます。

相続時精算課税選択の特例

「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、その贈与者（原則として父母）が65歳未満であっても相続時精算課税制度を選択することができます。

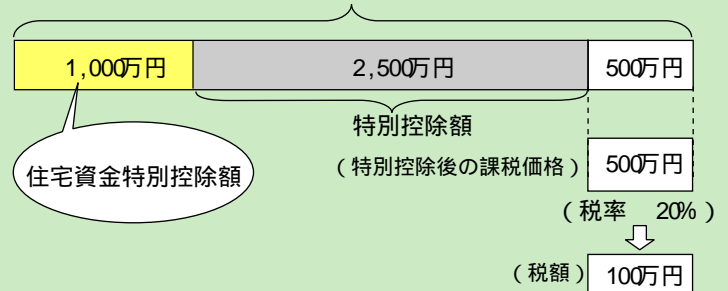
- (注)1 この場合、その贈与者からの贈与については、相続時精算課税制度の適用が継続されることになります。
2 受贈者は、贈与の年の1月1日において20歳以上でなければなりません。



住宅資金特別控除の特例

相続時精算課税制度を適用する人が、原則として父母から「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、2,500万円の特別控除額に上乗せして1,000万円の住宅資金特別控除額を控除できます。

【計算例】住宅取得等のための資金(4,000万円)の贈与を受けた場合



「住宅取得等のための資金」とは...

次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭をいいます。

- イ 住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得
- ロ 既存住宅用家屋の取得
 - ・ マンション等の耐火建築物は築後25年以内
 - ・ 耐火建築物以外のものは築後20年以内
- ハ 住宅用家屋の増改築等

(注)イ、ロ、ハとともに取得するその敷地の用に供されている土地等を含みます。

相続時精算課税制度を選択しない方については...

「贈与税額の計算の特例(5分5乗方式)」を平成17年12月31日まで引き続き適用することができます。

相続時精算課税制度を適用した場合、その贈与者からの贈与についてはこの特例を適用することはできません。

平成15年1月1日以後の贈与についてこの特例を適用した場合には、贈与の年以後5年間は、その贈与者からの贈与について相続時精算課税制度の選択はできません。

「贈与税額の計算の特例(5分5乗方式)」

父母又は祖父母から「住宅取得等のための資金」の贈与を受けたときに、1,500万円までの部分について5分5乗方式(贈与を受けた財産の価額を5分の1して税額を計算し、その税額を5倍して納税額を算出する方法)により贈与税額を計算する特例(この特例を受けると、550万円までの贈与について贈与税はかかりません。)